NPO法人　環境開発研究所

法人概要
OVERVIEW

名　称	特定非営利活動法人 環境開発研究所
代表理事	岩田 拓也
設　立	平成23年11月15日
NPO法人認証	平成29年8月2日
所 在 地	〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿1374
電　話	048-452-8264
ＦＡＸ	048-452-8265

活動の種類
ACTIVITY FIELD

- 環境の保全を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動

事業の種類
BUSINESS FIELD

- 建設発生土の再生利用に関する調査・研究開発・普及促進事業
- 建設発生土の再生利用についての情報提供事業

限りある資源を、次の世代へ。

建設発生土の再資源化と改良土の普及を通じて、
持続可能な循環型社会の実現を目指します。

NPO法人　環境開発研究所

改良土を、もっと身近な建設資材へ。

建設発生土の再生利用と改良土の普及を通じて、
資源が循環する持続可能な社会の実現を目指します。

NPO INSTITUTE FOR
ENVIRONMENTAL DEVELOPMENT

NPO INSTITUTE FOR
ENVIRONMENTAL DEVELOPMENT

活動目的

建設発生土の再資源化と改良土の普及を通じて、循環型社会の実現に貢献します。

建設工事に伴い発生する建設発生土は、適切な処理や改良を行うことで、
埋戻し材や盛土材などとして再び活用できる貴重な資源です。
私たちは、建設発生土の再生利用に関する調査・研究を通じて、
改良土の品質や特性、活用方法についての理解を深め、その有効性を広く社会に発信し、
建設業界や地域社会における認知度の向上と利用促進を目指します。

主な事業内容

01 | 改良土の普及促進・情報発信

改良土の特性、活用方法、環境面でのメリットなどを広く発信し、
建設業界や地域社会における認知拡大と利用促進を目指します。

02 | 品質に関する調査・情報提供

改良土の品質基準や管理方法に関する情報を収集・整理し、
適切な利用と品質への理解を深める活動に取り組みます。

03 | 調査・研究・技術交流

全国の改良土製造事業者や研究機関との情報交換を通じて、
再資源化技術や製造方法に関する知見を蓄積し、普及活動に活かします。

改良土の活用がもたらす社会・環境への価値

- 建設発生土の有効活用
- 天然資源の保全
- 最終処分量の削減
- 環境負荷の低減
- 持続可能なまちづくりの実現

活動の歩み ― 改良土の普及に向けた主な取り組み ―

平成29年度（2017年）	法人設立初年度として、技術調査体制の整備と関係機関との連携基盤の構築に取り組む。
平成30年度（2018年）	宮城県の改良土製造施設を訪問し、再資源化技術を調査。東北大学との共同研究に関する意見交換にも協力。
令和元年度（2019年）	埼玉県内の改良土製造事業者を訪問し、製造方法や再利用の実態を調査。産学連携による技術交流を推進。
令和2年度（2020年）	福岡県・静岡県の事業者を訪問し、改良土や流動化改良土の製造技術、地域ごとのリサイクル手法を調査。
令和3年度（2021年）	改良土の製造技術や地域ごとのリサイクル手法に関すする調査・情報交換を継続。
令和4年度（2022年）	埼玉県内の改良土製造事業者と製造方法や普及活動について協議。静岡県の事業者とも建設発生土の再資源化に関する情報交換を実施。
令和5年度（2023年）	埼玉県・福島県の関連事業者とともに静岡県の改良土製造施設を訪問。建設発生土・建設汚泥の再資源化技術と普及促進について協議。
令和6年度（2024年）	ばいじんのリサイクル施設を訪問し、再生資源を活用した改良土の製造技術や今後の普及活動について意見交換。
令和7年度（2025年）	建設発生土等の分級・再資源化施設を訪問し、リサイクル骨材の製造方法と資源循環の可能性を調査。
令和8年度（2026年）	関係機関との連携を継続し、改良土の普及促進と資源循環の拡大に向けた活動を推進。

高品質改良土品質管理基準

改良土は建設発生土の再生利用を目的とし、地盤の掘削等から発生する土砂を、セメント系、石灰系あるいはこれに類する添加剤により改良したもので、以下の規定を満たすこと。

1. 無公害であること。
2. ゴミ、ガラ、有機物、産業廃棄物等の異物を含まないこと。
3. 添加剤との発熱反応が終了していること。
4. 品質は右表（表1）の基準値を満たすもの。

表1　改良土の品質基準値

項目	埼玉県	東京都
最大粒径	40mm以下、20mm以下または10mm以下	40mm以下、13mm以下
CBR	6%以上※20%以下	3%以上※20%以下

※ CBRの基準値は、出荷時から30日間さかのぼった品質管理の個々の値が6%以上で、それらの平均値が20%以下とする。(※) 平均値

5. プラントにおける品質管理基準は表2のとおりとする。

表2　プラントにおける品質管理基準

管理項目	管理頻度
含水比・粒度・設計CBR・コーン指数	1日又は1,000m²に一回

① この基準は、土質改良土プラントで製造される埋戻し用改良土に適用する。
② 河川、湖沼、下水道等の公共用水域及び地下水に改良土からの溶出水が流入する恐れのある場合には、水質汚濁防止法による搬出基準のpHが5.8～8.6と定められているので、この基準に準拠し、覆土を施す等施工上の配慮を行うこと。